

川崎市児童虐待防止医療ネットワーク事業実施要綱

令和2年10月14日

(2川こ児第686号局長専決)

(趣旨)

第1条 この要綱は、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」(平成17年5月2日雇児発第0502001号)に基づき、本市の中核的な医療機関を中心とした児童虐待対応のネットワークを活用し、各医療機関の組織的判断に関する体制整備や保健医療従事者等への教育等の取組により、児童虐待対応の向上を図ることを目的として実施する川崎市児童虐待防止医療ネットワーク事業(以下「本事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、川崎市とし、本事業を川崎市の中核的な小児救急を持つ病院かつ適切な事業運営が確保できると認められる医療機関(以下「拠点病院」という。)に委託して行うものとする。

(事業内容)

第3条 拠点病院は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 児童虐待専門コーディネーターの配置

拠点病院に児童虐待専門コーディネーターを配置し、院内及びその他地域の関係者との連絡・調整を行う。

(2) 児童虐待対応に関する相談への助言等

他の医療機関からの児童虐待対応に関する相談に対して助言する。

(3) 児童虐待対応向上のための教育研修

他の医療機関の医師等を対象に、児童虐待対応ができる体制整備のための教育研修を実施する。

(4) 拠点病院における児童虐待対応体制の整備

児童虐待専門コーディネーターを中心として、院内に児童虐待対策委員会を設置し、医学的所見、本人及びその保護者等の情報等を共有し、対応方針や役割分担を決定するなど、児童虐待対応体制を整備し、児童虐待対応マニュアルなどを作成す

る。

(業務委託に係る事業実施計画書及び事業実施報告書の提出)

第4条 拠点病院は、事前に市長宛て事業実施計画書を提出するものとし、事業終了後は、事業実施報告書を提出するものとする。

(費用の請求)

第5条 拠点病院は、事業に要する経費について、事業委託料請求書により、市長に請求するものとする。

(費用の支払)

第6条 市長は、前条の規定による請求を受けた場合は、その内容を確認し、適当と認めるときは、児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について（平成19年12月3日厚生労働省発雇児第1203001号）に定める児童虐待防止医療ネットワーク事業の基準額に従い、予算の範囲内で支払うものとする。

(業務委託に係る指導及び監督)

第7条 市長は、拠点病院に対して適宜報告を求め、必要な指導監督を行うことができる。

(業務委託に係る留意点)

第8条 拠点病院は、効果的に本事業が実施できるよう、関係機関との連携について十分に留意するものとする。

2 拠点病院は、業務上知り得た個人に関する情報等について、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施等に関し必要な事項については、こども未来局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 川崎市児童虐待防止医療ネットワーク設置運営要綱（平成28年8月1日28川こ児第633号）は廃止する。